

中海スポーツパークの魅力向上に向けた現地説明会及びヒアリング調査（意見交換） 実施要領

1. 目的

松江市上宇部尾町に、誰もがスポーツに親しむことができる場所として、「中海スポーツパーク」を整備し、令和7年11月29日にオープンしました。

中海スポーツパークの周辺には約2.2haの未利用地と、中海振興多目的施設があります。この多目的施設は、野鳥観察やサイクリング等の休憩所、船舶も利用可能な栈橋、マリンスポーツに活用可能な斜路を備えています。中海スポーツパークとこれら施設を一体的に活用することで、さらに魅力的な施設とするため検討を進めています。

検討にあたり、昨年11月に大学教授、経済・子育て団体、一般市民による公募委員などで構成される「中海スポーツパーク魅力向上検討会議」を立ち上げました。本検討会議では、これまで3回の会議を実施しており、本年12月に開催予定の第4回検討会議において、エリアコンセプトを策定することとしています。

今回の現地説明会及びヒアリング調査（意見交換）は、より魅力的な施設を目指すにあたり、民間事業者の皆様と意見交換の場を設けるものです。整備内容のアイデア、実現に向けた望ましい連携のあり方、課題などを広くお聞きし、今後の事業の方向性を決めるための一助とすることを目的に実施するものです。

2. 実施スケジュール（予定）

項 目	日 程
実施要領の公表	令和8年7月7日(火)
ヒアリング調査（意見交換） 受付期間	令和8年7月7日(火)から7月17日(金)17時まで
現地説明会受付期間 ※希望事業者のみ	
事前質問受付期間	
現地説明会	令和8年7月21日(火)、22日(水)、23日(木)
事前質問への回答公表	令和8年7月24日(金)（予定）
ヒアリング調査（意見交換）	令和8年7月27日(月)から8月7日(金)まで
実施結果概要の公表	令和8年9月以降(予定)

3. 対象者

次の要件を全て満たすことに加え、中海スポーツパークの魅力向上に関心があり、事業アイデアや意見をお持ちの法人格を有する団体および複数の法人によるグループ（現時点での事業への参画意向は問いません）のみ参加できます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく松江市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後に松江市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (5) 市税、本店所在地の都道府県税、法人税及び消費税について未納がないこと。

4. ヒアリング調査（意見交換）の申込受付と実施

ヒアリング調査（意見交換）については、原則対面により次の①～⑨を中心に意見・提案を求めます。ただし、事務所・支店が松江市外にある等の事情により対面での実施が難しい場合は、オンラインでの開催も承りますのでご相談ください。

- ① 利活用提案及び事業アイデア
- ② 事業方式、運営体制
- ③ 事業実施スケジュール
- ④ 中海振興多目的施設の改修についての意見
- ⑤ 課題及び条件（事業化にあたって課題や条件に関すること）
- ⑥ 松江市に求める支援や連携の内容
- ⑦ その他ご意見等
- ⑧ 参入の可能性
- ⑨ ⑧で回答した理由

詳細については、(様式 4)ヒアリングシートを参照してください。

(1) 申込方法

- ・ヒアリング調査（意見交換）受付期間：**令和 8 年 7 月 7 日(火)から令和 8 年 7 月 17 日(金)17 時まで**
- ・提出先：(様式 1)ヒアリング調査（意見交換）参加申込書を「9. 問合せ先及び提出先」まで電子メールにて提出すること。

(2) ヒアリング調査（意見交換）

- ・実施期間：**令和 8 年 7 月 27 日(月)から 8 月 7 日(金)まで**

なお、(様式 4)ヒアリングシートはヒアリング調査（意見交換）実施日の 3

開庁日前までに「9. 問合せ先及び提出先」まで電子メールにて提出すること。

※ 詳細な時間や集合場所は、参加される民間事業者様へ別途連絡します。

※ 所要時間は1～2時間程度です。

5. 現地説明会の申込受付と実施

整備内容のアイデアやより具体的で実現可能性の高い提案、課題等を広くお聞きするため、現地説明会を実施します。なお、ヒアリング調査（意見交換）への参加については、現地説明会の参加の可否を問いません。

(1) 申込方法

・現地説明会受付期間：令和8年7月7日(火)から令和8年7月17日(金)17時まで

・提出先：(様式2)現地説明会参加申込書を「9. 問合せ先及び提出先」まで電子メールにて提出すること。

(2) 現地説明会

・実施日：令和8年7月21日(火)、22日(水)、23日(木)

※詳細な時間や集合場所は、参加される民間事業者様へ別途連絡します。

※所要時間は1～2時間程度です。

6. 事前質問の受付

本ヒアリング調査（意見交換）に関することや資料の内容等について、質問がある場合は、質問を受け付けます。

(1) 提出方法

・事前質問受付期間：令和8年7月7日(火)から令和8年7月17日(金)17時まで

・提出先：(様式3)質問書を「9. 問合せ先及び提出先」まで電子メールにて提出すること。

(2) 質問に対する回答

・提出いただいた質問への回答を令和8年7月24日(金)に松江市ホームページに掲載します。(予定)

7. 資料の交付

本業務に係る資料を次のとおり交付します。

(1) 交付資料

- ・実施要領（本紙）
- ・(様式1)ヒアリング調査（意見交換）参加申込書
- ・(様式2)現地説明会参加申込書
- ・(様式3)質問書
- ・(様式4)ヒアリングシート

- (2) 交付方法
・松江市ホームページに掲載します。

8. 留意事項

- (1) 参加の扱い
・本調査への参加実績は、今後の事業実施の際に優位性を持つものではありません。
- (2) ヒアリング調査（意見交換）の扱い
・ヒアリング調査（意見交換）にてお聞きした内容は本事業の検討における参考とさせていただきます。ただし、必ずしも今後の事業等に反映されるものではなく、事業内容について何ら約束するものではないことをご了承ください。
・(様式4)ヒアリングシート以外の説明資料の提出は求めません。ただし、必要と判断された場合は、提出いただいても構いません。なお、提出書類は返却しません。
- (3) 追加ヒアリング調査（意見交換）への協力
・必要に応じて、メール及び電話等による追加ヒアリング調査（意見交換）を実施させていただく場合がありますので、その際にご協力をお願いします。
- (4) 参加に伴う費用の扱い
・現地説明会及びヒアリング調査（意見交換）への参加に要する費用は、民間事業者様の負担となります。
- (5) 実施結果概要の公表
・実施結果については、概要を松江市ホームページ等で公表します。
・参加された民間事業者様の名称は公表しません。
・公表にあたり、参加された民間事業者様にあらかじめ内容の確認を行います。

9. 問合せ先及び提出先

松江市 政策部 地域政策課

〒690-8540 島根県松江市末次町 86 番地（松江市役所 4 階北エリア）

電話：0852-55-5058

電子メールアドレス：chiiki-s@city.matsue.lg.jp